

社会福祉法人 山室山福社会  
理事等役員の報酬及び旅費交通費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、法人経営にかかる役員の報酬及び旅費交通費について、定めることを目的とする。

(役員)

第2条 役員とは、理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任の委員をいう。

(報酬等)

第3条 役員の報酬等は、次の通りとする。

但し、役員本人より辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

また、施設長または職員である理事、評議員選任・解任の委員にはこの報酬及び旅費交通費は支給しない。

報酬	理事長の報酬は、日額12,000円とする。 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は、1回当たり、5,000円とする。
旅費交通費	山室山福社会旅費規程を準用する。 但し、片道4km未満については支給しない。

2 理事長、理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が200万円を超えない範囲とする。

付則

この規程は、平成25年11月18日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。